

届出制手数料届出書

~~届出制手数料変更届出書~~

① 2024 年 11 月 8 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ゆうげんかいしゃ まえだ まえだかずろう

②届出者 氏 名 有限会社まえだ
取締役 前田数郎

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ゆうげんかいしゃ まえだ 有限会社 まえだ
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 8 9 3 - 0 0 0 7 電話 0994 (42) 2722
	かごしまけん かのやし きただちょう 9ばん3ごう 鹿児島県鹿屋市北田町9番3号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別途手数料表による
⑧備 考	

様式第3号（裏面）

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第3号参照）に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。